

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

厚生年金保険関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600343号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600166号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間における標準賞与額の記録がないことを知った。平成18年12月に賞与の支払いがあり、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間に請求者に対し、賞与を支給したか否か不明である旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時から居住しているB市では、請求期間当時に係る課税資料については、保存年限経過のため確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、賞与は現金で支給されたと陳述している上、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600342号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600167号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所及びB事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成15年12月
②平成16年12月
③平成17年6月
④平成17年12月

年金事務所からのお知らせにより、A事業所に勤務した請求期間①及び②並びにB事業所に勤務した請求期間③及び④における標準賞与額の記録がないことを知った。平成15年12月、平成16年12月、平成17年6月及び同年12月に賞与の支払いがあり、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所及びB事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員は、自身が毎年6月と12月に賞与の支給を受けていた旨回答していることから、同事業所において、請求者は請求期間①から④までに賞与の支給を受けていたことがうかがえるものの、A事業所の請求期間①及び②における副所長で、かつ、B事業所の請求期間③及び④における事業主は、請求者に対し、請求期間①から④までに賞与を支給したか否か不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①から④までに係る賞与の支給額及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間①から④当時居住していた自治体では、請求期間①から④までに係る課税資料については保存年限経過のため提出できない旨陳述していることから、請求期間①から④までに係る賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①から④までに係る賞与明細書等の資料を保有していない上、賞与は現金手渡しで支給されていた旨陳述していることから、請求期間①から④までに係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501814号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600168号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年3月1日から平成14年5月1日まで

A社に勤務した期間(平成12年6月2日からは代表取締役)のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。A社の所在地を管轄する社会保険事務所(当時)は、平成13年6月22日に、代表取締役である私に対し、私の標準報酬月額を過去に遡って引き下げる(調整)によって、滞納保険料を解消することを提案し、私はその提案に応じた。しかしながら、上記調整から一年を経ない平成14年5月2日付けで、管轄社会保険事務所は、平成7年3月から平成14年4月までの私の標準報酬月額を最低額である9万8,000円に減額した。この手続については、私は関与していないので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年6月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成11年3月までは59万円、同年4月から平成13年9月までは50万円と記録されていたところ、平成13年6月22日付けで、平成4年6月1日に遡って30万円に減額処理されていることが確認できる。また、上記減額処理及び平成13年の定時決定により、請求者の平成4年6月1日から平成14年5月1日までの期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年5月1日)の後の同年5月2日付けで、平成7年3月1日に遡って9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、請求者は、平成12年6月2日にA社の代表取締役に就任しており、上記の減額処理が行われた時期には既に代表取締役であったことが確認できる。請求者は、上記減額処理のうち、平成13年6月22日に行われた減額処理については、社会保険事務所の指導に基づき滞納保険料の解消のため事実とは異なる届出を行ったことを認めている。

他方、請求者は、平成 14 年 5 月 2 日に行われた減額処理については、自分は関与しておらず、平成 13 年 6 月 22 日の減額処理の際、代表者印を押印した白紙の届出書を予備として社会保険事務所の担当者に預けており、社会保険事務所が、自分が知らないうちに上記白紙の届出書を流用した旨主張している。

しかしながら、請求者が保有する平成 13 年 6 月 22 日の確認印が押印された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の様式と平成 14 年 5 月 1 日（処理日は同年 5 月 2 日）の確認印が押印された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の様式は一部表記が異なっていることから、日本年金機構は、当該用紙はそれぞれ別々の綴りである旨回答しており、請求者が主張するように平成 13 年 6 月 22 日の減額処理の際に請求者が預けた白紙の届出書を、平成 14 年 5 月 2 日の減額処理の際、社会保険事務所の担当者が流用した事実を確認することはできない。

また、請求者は、平成 14 年 5 月 1 日の確認印が押印された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を保有していることから、平成 14 年 5 月 2 日の減額処理の内容を認識していたものと考えられる。

さらに、請求者は、平成 13 年から平成 14 年の A 社において、自分以外にも、取締役である親族の一人が社会保険事務所の窓口として対応しており、当該親族は、代表取締役である自分の決裁を受けることなく又は自分の知らないうちに代表者印を押印することができた旨回答しているが、上記取締役である親族は、会社の実印は社長（請求者）が持ち歩いており、指示を受けて預かり、代わりに押印することはできたが、平成 14 年 5 月 2 日の減額処理に係る届出書に代表者印は押印していない旨回答している。

これらのことから、平成 14 年 5 月 2 日の減額処理に係る届出書に代表者印を押印したのは請求者自身であると考えるのが自然であり、請求者は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。